

## 生駒市教育委員会規則第10号

生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月1日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

### 生駒市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市図書館条例施行規則（昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「図書」を「図書館資料」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成されたもののうち、インターネットその他教育委員会が定める方法により利用が可能なものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる者は、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者とする。

第9条第2項中「図書」を「図書館資料（電子書籍を除く。第4項及び第14条において同じ。）」に改め、同条第4項中「図書」を「図書館資料」に改め、同条に次の1項を加える。

5 電子書籍に係る貸出の手續については、教育委員会が別に定める。

第11条中「図書」を「図書館資料」に改め、「12冊以内」の次に「（電子書籍にあつては、1人2冊以内）」を加える。

第12条中「図書は」を「図書館資料は」に改める。

第13条中「図書」を「図書館資料」に改める。

第14条第3項中「ときは、図書館資料の」を「図書館資料は、」に改め、同項第1号中「もの」を「図書館資料」に改め、同項第2号中「、館長」を「館長」

に、「もの」を「図書館資料」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。